

『著作者自身の複製利用における録音使用料免除』について

近年、イベント会場等における著作者自身による録音物の販売数が増大する傾向にありますが、管理事業者に作品登録(録音権)を行うことにより、自己利用時における使用料を支払う必要が生じる為、登録を見合わせるケースが多く発生しています。

結果、著作者以外の利用における使用料の分配を受けられないことや、著作物の流通に支障をきたすケースも発生しており、委託者より録音使用料免除の要望を頂いておりました。

この状況を受け、イーライセンスにご登録頂いた作品を、著作者自身がレコード・ビデオグラムへの複製利用を行う際の録音使用料において、使用料免除を認める運用を開始することと致しました。

<本取扱いの対象、条件等>

■免除対象

下記の条件(1)～(5)を全て満たす録音物にかかる録音使用料。

※レコード、ビデオグラムの録音使用料に限ります。

■条件

- (1) 音楽出版社からイーライセンスに登録済みの作品であること
- (2) 音楽出版社が全著作者および全関係権利者から免除の同意を得ていること
- (3) 著作者が自ら録音物の複製費用を負担していること
- (4) 著作者が自らイベント会場等で直接顧客に販売を行うこと
- (5) 複製前に使用料免除申込書の提出を行うこと

■手続き

権利者である音楽出版社から「使用料免除申込書(著作者自己利用)」をイーライセンスにご提出ください。

本件についてのお問い合わせは下記までお願いいたします。

co_reception@elicense.co.jp